


<ul style="list-style-type: none"> 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等； 《里兆法律资讯》通过多渠道发送，旨在向企业、社会公众提供最新的中国法律及资讯信息、以及律师研究成果等公益法律服务； 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明、免责声明、以及其他更多内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目； 您还可关注微信公众号“里兆视野”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。 	<ul style="list-style-type: none"> 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。 「里兆法律情報」は最新の中国法律及び弁護士による研究成果など公益の一助となる法律サービスを企業及び一般向けに提供することを目的として、多様なチャネルから配信しております。 「里兆法律情報」の受信閲覧規則、著作権表示、免責事項、及びその他さらに多くのコンテンツをご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」欄にアクセスしてください。 WeChat 公式アカウント「里兆視野」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。
--	--

この文書は、本邦において提供される法律サービスの一環として作成されたものであり、特定の法域に限定して適用されるものではありません。

Issue 854-2024/01/09～2024/01/15

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 中共中央、国务院关于全面推进美丽中国建设的意见..... 2
- 国务院关于修改《消耗臭氧层物质管理条例》的决定..... 2
- 财政部关于印发《关于加强数据资产管理的指导意见》的通知..... 3
- 国务院反垄断反不正当竞争委员会关于行业协会的反垄断指南..... 3
- 北京市人力资源和社会保障局等四部门关于职业学校实习学生参加工伤保险工作的通知..... 4
- 天津市商务局等四部门关于做好外资研发中心采购国产设备退税资格审核有关工作的通知..... 4
- 深圳市人民政府办公厅关于印发深圳市鼓励跨国公司设立总部企业办法（修订版）的通知..... 4

二、最新资讯

- 国家移民管理局推出新政进一步便利外籍人员来华..... 5

三、里兆解读

- “突发疾病死亡”视同工伤的认定标准..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 「美しい中国」の建設を全面的に推進することに関する中国共産党中央委員会、國務院による意見..... 2
- 「オゾン層破壊物質管理条例」の改正に関する國務院による決定..... 2
- 「データ資産の管理強化に関する指導意見」の公布に関する財政部による通知..... 3
- 業種協会の独占禁止に関する國務院独占禁止、不正競争防止委員会によるガイドライン..... 3
- 職業訓練学校の実習生の労災保険加入作業に関する北京市人的資源、及び社会保障局等4部門による通知..... 4
- 外資系研究開発センターによる国産設備仕入に対する税金還付資格審査作業を貫徹することに関する天津市商務部等4部門による通知..... 4
- 深圳市の多国籍企業本部企業設立奨励弁法（改正版）の公布に関する深圳市人民政府办公厅による通知..... 4

二、新着情報

- 国家移民管理局は外国籍人員の訪中を更に利便化するための新政策を打ち出した..... 5

三、里兆解説

- 突発的病によるみなし労災の認定基準..... 6

一、最新中国法令

● 中共中央、国务院关于全面推进美丽中国建设的意见

【发布单位】中共中央、国务院

【发布日期】2024-01-11

【内容提要】该意见提出加快发展方式绿色转型、持续深入推进污染防治攻坚等七项重点任务，并提出若干保障措施。包括：

- 大力发展战略性新兴产业、高技术产业、绿色环保产业、现代服务业。
- 持续推进大气、水环境管理。以细颗粒物控制为主线，大力推进多污染物协同减排。强化固体废物和新污染物治理。
- 推行重点行业企业污水治理与排放水平绩效分级。
- 实施最严格的生态环境治理制度。完善环评源头预防管理体系，全面实行排污许可制，加快构建环保信用监管体系。

【法令全文】请点击以下网址查看：
中共中央、国务院关于全面推进美丽中国建设的意见
https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6925406.htm
官方答记者问
https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6925525.htm

● 国务院关于修改《消耗臭氧层物质管理条例》的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 770 号

【发布日期】2024-01-05

【实施日期】2024-03-01

【法令全文】请点击以下网址查看：
国务院关于修改《消耗臭氧层物质管理条例》的决定
https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6924477.htm
官方答记者问
<https://www.gov.cn/zhengce/...>

一、最新中国法令

● 「美しい中国」の建設を全面的に推進することに関する中国共産党中央委員会、国務院による意見

【発布機関】中国共産党中央委員会、国務院

【発布日】2024-01-11

【概要】本意見は、発展モードのエコ化切替を加速させ、汚染防止攻略戦を引き続き掘り下げて推進するなどの 7 つの重点任務を提唱し、且つ若干の保障措施を打ち出している。これには、下記の内容が含まれる。

- 戦略的新興産業、ハイテク産業、グリーン産業、現代的サービス産業を積極的に発展させる。
- 大気環境と水環境の管理を継続的に推進する。微小粒子状物質の管理に主に焦点を合わせ、複数の汚染物質の排出削減を併せて推進する。固形廃棄物と新型汚染物質の管理を強化する。
- 重点業界の企業の污水処理及び排水水準の実績等級付けを実施する。
- 最も厳しい生態環境管理制度を実施する。環境評価根源予防管理システムを整備し、汚染排出許可制度を全面的に実施し、環境保護信用監督管理システムの構築を加速させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「美しい中国」の建設を全面的に推進することに関する中国共産党中央委員会、国務院による意見
https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6925406.htm
記者の質問に対する公式回答
https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6925525.htm

● 「オゾン層破壊物質管理条例」の改正に関する国務院による決定

【発布機関】国務院

【発布番号】国務院令 第 770 号

【発布日】2024-01-05

【実施日】2024-03-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「オゾン層破壊物質管理条例」の改正に関する国務院による決定
https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6924477.htm
記者の質問に対する公式回答
<https://www.gov.cn/zhengce/...>

● 财政部关于印发《关于加强数据资产管理的指导意见》的通知

【发布单位】财政部

【发布文号】财资〔2023〕141号

【发布日期】2024-01-11

【内容提要】该意见以推动数据资产合规高效流通使用为主线，有序推进数据资产化，加强数据资产全过程管理。其中包括：

- 保护各类主体在依法收集、生成、存储、管理数据资产过程中的相关权益。
- 涉及处理国家安全、商业秘密和个人隐私的，应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行，不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。
- 将数据资产开发利用、更新维护、授权运营、完善定价、过程监测、应急管理的要求嵌入数据资产管理全流程。
- 数据资产权利主体要在遵循数据安全法、个人信息保护法等基础上，严格按照“原始数据不出域、数据可用不可见”要求和资产管理制度规定，稳妥推进数据资产化以及公共数据资产开发利用。

【法令全文】请点击以下网址查看：
财政部关于印发《关于加强数据资产管理的指导意见》的通知
http://zcgls.mof.gov.cn/zhengcefabu/202401/t20240111_3925710.htm
官方答记者问
https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6925484.htm

● 国务院反垄断反不正当竞争委员会关于行业协会的反垄断指南

【发布单位】国务院反垄断反不正当竞争委员会

【发布文号】双反委发〔2024〕2号

【发布日期】2024-01-12

【内容提要】该指南细化了行业协会可能违反《反垄断法》的具体情形，指导行业协会加强反垄断合规建设，并明确法律责任及考量因素。

【法令全文】请点击以下网址查看：
国务院反垄断反不正当竞争委员会关于行业协会的反垄断指南

● 「データ資産の管理強化に関する指導意見」の公布に関する財政部による通知

【発布機関】財政部

【発布番号】財資〔2023〕141号

【発布日】2024-01-11

【概要】本意見は、データ資産の遵法性、効率的な流通と利用の推進に主に焦点を合わせ、データ資産化を秩序立てて推し進め、データ資産の全過程における管理を強化する。これには、下記のものが含まれる。

- データ資産を法に依拠して収集し、生成し、保存し、管理する過程における、各主体の係る権利と利益を保護する。
- 国家安全、営業秘密、及びプライバシーの取扱いに関わる場合、法律、行政法规で定められた権限と手順に基づき取扱うものとし、法律に定められた職責を遂行するために必要な範囲及び限度を超えてはならない。
- データ資産の開発と活用、更新と維持、授權運営、価格設定の整備、プロセス監視、緊急事態管理などの要件を、データ資産管理の全フローに組み込む。
- データ資産の権利主体は、データセキュリティ法、個人情報保護法等を遵守するという前提のもと、「元データは域外に出さず、データのプライバシー保護を講じる」という要求及び資産管理制度の規定に厳格に従い、データ資産化及び公共データ資産の開発活用を着実に推進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「データ資産の管理を強化することに関する指導意見」の公布に関する財政部による通知
http://zcgls.mof.gov.cn/zhengcefabu/202401/t20240111_3925710.htm
記者の質問に対する公式回答
https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6925484.htm

● 業種協会の独占禁止に関する国务院独占禁止、不正競争防止委員会によるガイドライン

【発布機関】国务院独占禁止、不正競争防止委員会

【発布番号】双反委発〔2024〕2号

【発布日】2024-01-12

【概要】本ガイドラインは、業種協会が「独占禁止法」に違反する可能性のある具体的な状況を詳細化し、業種協会に独占禁止のコンプライアンス体制構築を強化するよう指導し、且つ法的責任と判断要素を明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
業種協会の独占禁止に関する国务院独占禁止、不正競争防止委員会によるガイドライン

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfys/art/2024/art_3ce3a7fec76146cfb8a7927db10683b2.html

官方解读

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxs/art/2024/art_d750c6a6b8634caeacede92147c715c1.html

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfys/art/2024/art_3ce3a7fec76146cfb8a7927db10683b2.html

公式解説

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxs/art/2024/art_d750c6a6b8634caeacede92147c715c1.html

- [北京市人力资源和社会保障局等四部门关于职业学校实习学生参加工伤保险工作的通知](#)

【发布单位】北京市人力资源和社会保障局等四部门

【发布文号】京人社工发〔2023〕36号

【发布日期】2024-01-05

【实施日期】2024-02-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202401/t20240108_3528028.html

- [職業訓練学校の実習生の労災保険加入作業に関する北京市人的資源、及び社会保障局等4部門による通知](#)

【発布機関】北京市人的資源、及び社会保障局等4部門

【発布番号】京人社工発〔2023〕36号

【発布日】2024-01-05

【実施日】2024-02-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202401/t20240108_3528028.html

- [天津市商务局等四部门关于做好外资研发中心采购国产设备退税资格审核有关工作的通知](#)

【发布单位】天津市商务局、天津市财政局、国家税务总局天津市税务局、天津海关

【发布文号】津商外管〔2023〕6号

【发布日期】2024-01-02

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://shangwujw.tj.gov.cn/tjsswjzz/zwgk/zcfg_48995/swjwj/202401/t20240102_6497164.html

- [外資系研究開発センターによる国産設備仕入に対する税金還付資格審査作業を貫徹することに関する天津市商務部等4部門による通知](#)

【発布機関】天津市商務局、天津市財政局、國家稅務總局天津市稅務局、天津稅關

【発布番号】津商外管〔2023〕6号

【発布日】2024-01-02

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://shangwujw.tj.gov.cn/tjsswjzz/zwgk/zcfg_48995/swjwj/202401/t20240102_6497164.html

- [深圳市人民政府办公厅关于印发深圳市鼓励跨国公司设立总部企业办法（修订版）的通知](#)

【发布单位】深圳市人民政府办公厅

【发布文号】深府办规〔2023〕8号

【发布日期】2024-01-09

【实施日期】2024-01-19（有效期3年）

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.sz.gov.cn/gkmlpt/content/11/11093/post_11093689.html#749

- [深圳市の多国籍企業本部企業設立奨励弁法（改正版）の公布に関する深圳市人民政府办公厅による通知](#)

【発布機関】深圳市人民政府办公厅

【発布番号】深府弁規〔2023〕8号

【発布日】2024-01-09

【実施日】2024-01-19（有効期限3年）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.sz.gov.cn/gkmlpt/content/11/11093/post_11093689.html#749

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [国家移民管理局推出新政进一步便利外籍人员来华](#)

国家移民管理局从 2024 年 01 月 11 日起正式施行便利外籍人员来华 5 项措施，包括：

放宽来华外籍人员申办口岸签证条件
<ul style="list-style-type: none"> 对急需来华从事商贸合作、访问交流、投资创业、探望亲属及处理私人事务等非外交、公务活动的外籍人员，来不及在境外办妥签证的，可凭邀请函件等相关证明材料向口岸签证机关申办口岸签证入境。
外籍人员在北京首都机场等枢纽空港口岸 24 小时直接过境免办查验手续
<ul style="list-style-type: none"> 外籍人员在北京首都、北京大兴、上海浦东、杭州萧山、厦门高崎、广州白云、深圳宝安、成都天府、西安咸阳 9 个国际机场，推行 24 小时直接过境旅客免办边检手续。 对于持 24 小时内国际联程机票，经上述任一机场过境前往第三国或地区的出入境旅客，可以免办边检手续，直接免签过境。
在华外籍人员可就近办理签证延期换发补发
<ul style="list-style-type: none"> 短期来华从事商贸合作、访问交流、投资创业、探望亲属、观光旅游及处理私人事务等非外交、公务活动的外籍人员，有正当理由需继续在华停留的可就近就便向停留地公安机关出入境管理机构申请签证延期换发补发。
在华外籍人员需多次出入境可申办再入境签证
<ul style="list-style-type: none"> 在华外籍人员因正当理由需多次出入境的，可凭邀请函件等相关证明材料，向公安机关出入境管理机构申请换发多次入境有效签证。
简化在华外籍人员签证证件申办材料
<ul style="list-style-type: none"> 外籍人员申办签证证件时，对于通过信息共享可查询到本人住宿登记记录、企业营业执照等信息的，可免于查验相关纸质证明材料。 在华外籍人员办理亲属短期探亲团聚类签证的，可以邀请人亲属关系声明替代亲属关

二、新着情報

● [国家移民管理局は外国籍人員の訪中を更に利便化するための新政策を打ち出した](#)

国家移民管理局は 2024 年 1 月 11 日から外国籍人員訪中の 5 つの利便化措置を正式に実施する、これには、下記の内容が含まれる。

訪中外籍人員によるアライバルビザの申請条件を緩和する
<ul style="list-style-type: none"> 急遽、中国に入国し、ビジネス提携、訪問交流、投資起業、親族訪問、私的な事務手続きなどの非外交及び公務の活動を行う必要のある外国籍人員が、中国域外でのビザ取得が間に合わない場合、招聘状等の証明書類をもとに、検問所ビザ機関にてアライバルビザを申請することができる。
外国籍人員は北京首都国際空港等のハブ空港検問所にて 24 時間以内に、直接トランジットする場合、審査手続きが免除される
<ul style="list-style-type: none"> 外国籍人員は、北京首都国際空港、北京大興国際空港、上海浦東国際空港、杭州蕭山国際空港、厦門高崎国際空港、広州白雲国際空港、深圳宝安国際空港、成都天府国際空港、西安咸陽国際空港という 9 つの国際空港で、24 時間直接トランジットする場合、国境審査手続きが免除される。 24 時間以内の国際的なトランジットフライトチケットを所持しており、上記のいずれかの空港を経由して第三の国又は地域に向かう旅客は、出入国手続きを免除され、直接トランジットビザを取得せずに国境を通過することができる。
中国に滞在する外国籍人員は、最寄りの機関でビザの延長、交換発給、追加発給を申請できる
<ul style="list-style-type: none"> 中国で短期滞在し、ビジネス提携、訪問交流、投資起業、親族訪問、観光旅行、および私的な事務手続きなどの非外交および公務の活動を行う外国籍人員は、正当かつ合理的な理由があり、中国での滞在を継続する必要がある場合、滞在地近くの公安機関の出入国管理機関に申請し、ビザの延長、交換発給、又は追加発給を受けることができる。
中国に滞在する外国籍人員が国境を複数回出入りする必要がある場合、再入国ビザを申請できる
<ul style="list-style-type: none"> 中国に滞在する外国籍人員が、正当かつ合理的な理由のため国境を複数回出入りする必要がある場合、招聘状等の関連書類をもとに、公安機関の出入国管理機構にマルチビザの交換発給を申請できる。
中国に滞在する外国籍人員のビザ申請資料を簡素化する
<ul style="list-style-type: none"> 外国籍人員がビザを申請する際、情報共有を通して、本人の宿泊登記記録、企業営業許可証等の情報を照会できる場合、係る紙媒体での証明資料の審査を免除できる。 中国に滞在する外国籍人員が短期親族訪問・配偶者ビザを申請する場合、招聘人との親族関

系証明。

(里兆律师事务所 2024 年 01 月 12 日编写)

三、里兆解説

● “突发疾病死亡” 视同工伤的认定标准

《工伤保险条例》规定了三种视同工伤的情形，其中包括“在工作时间和工作岗位，突发疾病死亡或者在 48 小时之内经抢救无效死亡的”。实际操作中，突发疾病死亡视同工伤认定一直是个难点，企业、员工和劳动行政部门在工伤认定问题上易引发纠纷。为此，本文将结合相关案例，对实践中被广泛接受的视同工伤认定标准进行整理和总结，供读者参考。

一、何为“工作时间”、“工作岗位”？

目前，视同工伤认定的争议焦点主要集中在“工作时间”和“工作岗位”的界定上。针对这两个概念，我们将整理司法实践中的主流观点，进行简要阐述。

1. “工作时间”

关于“工作时间”的定义，国家法律层面并无明确规定，但在部分地方性法规、政策以及各地高院发布的指导性意见中，有相应的定义可供参考。例如：

- 北京高院发布的《关于审理工伤认定行政案件若干问题的意见（试行）》，将“工作时间”定义为“在工作场所内，职工从事与工作有关的准备性或者收尾性工作所需的时间、确因工作需要而加班加点的时间、及其他因工作需要的必要工间休息时间等”。
- 《辽宁省工伤保险实施办法》将“工作时间”定义为“本单位规定的上班时间内至下班时间之间，包括职工在岗时满足正常生理需要的时间，职工提前到岗后做必要的工作准备和下班时做收尾工作的时间，以及本单位安排的加班时间”。

目前，实务中的主流观点认为“工作时间”应当是员工在用人单位的管理及约束下履行工作职责的全部时间，包括：

- ① 公司规章制度中规定的工作时间；
- ② 劳动合同中约定的工作时间；
- ③ 用人单位安排或员工自主加班的时间；

係の声明をもって親族関係証明に替えることができる。

(里兆法律事務所が 2024 年 1 月 12 日付で作成)

三、里兆解説

● 突発的病によるみなし労災の認定基準

「労災保険条例」においては、労災とみなされる 3 通りの状況が定められ、それには、「勤務時間中及び職場（中国語「工作岗位」）において、突発的病により死亡し、又は 48 時間以内に救命の甲斐なく死亡した場合」という状況が含まれる。実際のオペレーションにおいては、突発的病によるみなし労災の認定は常に難しい問題であり、使用者、従業員及び労働行政部門は労災認定をめぐって紛争が起こりがちである。このため、本文では、読者の参考に資するため、関連事例を踏まえ、実務上広く受け入れられているみなし労災の認定基準を整理する。

一、「勤務時間」及び「職場」とは

現在、みなし労災の認定をめぐっては、主に「勤務時間」と「職場」の定義が議論の焦点となっている。この 2 つの概念について、裁判実務における主流の見解を整理し、簡単に説明する。

1. 「勤務時間」

「勤務時間」の定義について、国の法律では明確に規定されていないが、一部の地方法規、政策及び各地の高等人民法院が発表した指導的意見に相応の定義があり、参考にすることができる。例えば、以下の通りである。

- 北京高等法院が公布した「労災認定行政案件の審理に関する若干事項についての意見（试行）」は、「勤務時間」を「従業員が勤務場所において業務に関連する準備又は片付けの作業に従事するために必要な時間、業務上のニーズによる残業時間、その他業務上のニーズにより勤務中の必要な休憩時間等」と定義している。
- 「遼寧省労災保険実施弁法」では、「勤務時間」を「使用者が定めた出勤時間から退勤時間までの間に、従業員が勤務中に正常な生理上の需要を満たす時間、従業員があらかじめ職場につき、業務に必要な準備をする時間及び退社時に片付けの作業を行う時間、並びに使用者が手配した残業時間等」と定義されている。

現在、実務上主流となっている見解は、「勤務時間」とは、従業員が使用者の管理及び統制の下で職務を遂行するすべての時間を指すべきというものである。それには、以下のものが含まれる。

- ① 会社規則に定められた勤務時間。
- ② 労働契約で合意された勤務時間。
- ③ 使用者が手配した、又は従業員の自発的な残

- ④ 员工在岗时满足正常生理需要的时间，例如上厕所、就餐、午休的时间；
- ⑤ 为了正常工作必须进行的预备和收尾时间。

2. “工作岗位”

根据国务院法制办、人社部法规司作出的解释，“工作岗位”是指职工日常所在的工作岗位或本单位领导指派从事工作的岗位。“工作岗位”不同于“工作场所”。“工作场所”是个具体的物理空间概念，“工作岗位”则侧重于工作状态。认定是否在“工作岗位”上，关键在于员工是否正在执行工作职责或被指派的工作任务。如果当时并非在执行工作职责或工作任务，即使在工作场所发病，也不符合“在工作岗位”的要件¹。

至于在家自主加班是否符合“工作岗位”要件，《最高人民法院第一巡回法庭关于行政审判法律适用若干问题的会议纪要》已经明确，职工为了单位的利益，将工作带回家，占用个人时间继续工作，可以理解为属于《工伤保险条例》第 15 条规定的“在工作时间和工作岗位”。另外，对于上下班途中突发疾病的情形，根据我们对相关案例的检索结果来看，裁判机关普遍认为上下班途中不符合工作时间、工作岗位的条件²。

二、如何理解“突发疾病”和“48 小时之内抢救无效”？

1. “突发疾病”的种类

根据原劳动和社会保障部发布的《关于实施〈工伤保险条例〉若干问题的意见》（劳社部函〔2004〕256 号，以下称“《意见》”）第 3 条规定，“突发疾病”包括各类疾病，即对“疾病”种类不作限制，只要符合在“工作时间”、“工作岗位”上发病的要件，无论是因工作引起的疾病，亦或是自身固有疾病，均属于认定范畴。

2. “直接送医抢救”是否为必要条件

对于发病后直接送医抢救是否是视同工伤必要条件的问题，实务中一直存在争议。

一种观点认为属于必要条件，因为在工作时间和工作岗位上的突发疾病、抢救以及后续的死亡是

業時間。

- ④ 従業員が勤務中に正常な生理的需要を満たすための時間。例えば、トイレ休憩、食事、昼休みの時間。
- ⑤ 通常の業務に必要な準備及び片付けの時間。

2. 「職場」

国务院法制办、人社部法规司作出的解释，国务院法制办、人社部法规司的说明によると、「職場」とは、従業員が日常的に身を置く業務配置、又は管理職が業務遂行のために割り当てるポジションを指す。「職場」は「勤務場所」とは異なる。「勤務場所」が具体的な物理的空間の概念であるのに対し、「職場」は業務遂行の状態に焦点を当てている。「職場」にいるかどうかを判断するには、従業員が職務又は割り当てられた任務を遂行しているかどうか重要である。勤務場所で発病した場合であっても、その時点で職務又は任務を遂行していなければ、「職場にいる」という要件は満たさない¹。

自宅での自発的な残業が「職場」の要件を満たすかどうかについては、「行政裁判における法律適用の若干事項に関する最高人民法院第一巡回法庭による会議事録」が既に明確にしており、従業員が使用者の利益のために仕事を自宅に持ち帰り、個人の時間を利用して仕事を続ける場合は、「労災保険条例」第 15 条に規定する「勤務時間及び職場において」に該当すると理解することができる。また、出退勤途中に突発的病が発生した場合、関連判例の検索結果によると、一般的に、裁判機関は、出退勤途中は、勤務時間及び職場という条件を満たしていないと判断している²。

二、「突発的病」及び「48 時間以内に救命の甲斐なく死亡した」を如何に理解するか

1. 「突発的病」の種類

旧労働社会保障部が公布した「労災保険条例の実施における若干事項に関する意見」（劳社部函〔2004〕256 号、以下「意見」という）第 3 条によれば、「突発的病」にはあらゆる疾病が含まれ、即ち「疾病」の種類に制限はなく、「勤務時間」及び「職場」において発生した疾病という要件を満たしていれば、業務に起因する疾病であるか個人固有の疾病であるかを問わず、全て認定の対象となる。

2. 「病院への直接搬送及び救命処置の実施」は必要条件か

発病後に病院へ直接搬送され、救命処置を行われることがみなし労災の必要条件かどうかについては、実務上論争がある。

一つの見方は、それが必要な条件に該当すると考えるものであり、それは、勤務時間及び職場における発病、

¹ (2021)京 0111 行初 396 号。

¹ (2021)京 0111 行初 396 号。

² (2021)京 0115 行初 100 号、(2020)粵 02 行終 196 号、(2022)滬 02 行終 284 号。

² (2021)京 0115 行初 100 号、(2020)粵 02 行終 196 号、(2022)滬 02 行終 284 号。

一个连续不间断的过程，而发病后请假回家休息或者间隔一段时间后再就医的情形，可能隔断了这一持续性过程，从而切断了突发疾病与工作之间的关联性。该观点所依据的是 2016 年人社部法规司《关于如何理解〈工伤保险条例〉第十五条第（一）项的复函》：“应当严格按照工作时间、工作岗位、突发疾病、径直送医院抢救等四要件并重，具有同时性、连贯性来掌握……如虽在工作时间、工作岗位发病或者自感不适，但未送医院抢救而是回家休息，48 小时内死亡的，不应视同工伤”。

另一种观点认为，直接送医抢救的要求过于苛刻，不应为必要条件。首先，职工可能由于缺乏医学知识或者对自身病情的严重程度未能作出正确判断，暂时选择请假休息观察病情；其次，由于个人身体素质不同，症状表现和病情恶化速度也会有所不同，要求发病后一律直接送医院救治并不符合生活实际。

实践中，裁判机关也更倾向于后者，认为职工在单位感觉身体不适，请假回家后 48 小时内死亡的（无论是否就医），只要该过程中并不存在其他较大的介入因素，就应当视为病情加重的正常延伸，不应轻易否定视同工伤的认定³。

3. “48 小时”的限制

根据《意见》的相关规定，“48 小时”的起算时间以医疗机构的初次诊断时间为准。而对于“48 小时”的时限，劳动行政部门和法院在把握尺度上可能会有所不同。在实际操作中，劳动部门通常会严格遵守规定，一般不会放宽 48 小时的要求。然而，法院基于劳动者倾斜保护的原则，可能会突破 48 小时的限制，特别是当医疗机构已经确定在 48 小时内抢救无效但家属仍坚持抢救的情况下⁴。

三、因工外出期间突发疾病死亡，能否视同工伤？

根据《最高人民法院关于审理工伤保险行政案件若干问题的规定》第五条的规定，“因工外出期间”包括以下情形：

- （一）职工受用人单位指派或者因工作需要在工作场所以外从事与工作职责有关的活动期间；
- （二）职工受用人单位指派外出学习或者开会

救急処置及びその後の死亡は、中断することのない連続した過程であるのに対し、発病後に休みを取り帰宅して休養したり、間隔を空けて治療を受けたりする状況は、この連続した過程を切り離すことになり、突発的病と仕事の関連性を断ち切ることに得るからである。この観点は、2016 年 人力資源社会保障部法規司の「労災保険条例第 15 条第 1 項を如何に理解するかについての回答書」に基づくものであり、回答書においては「勤務時間、職場、突発的病、病院への直接搬送及び救命処置の実施という 4 つの要件がいずれも重要で且つ同時性と一貫性を有するという観点から厳密的に理解すべきであり、……勤務時間及び職場において発病し又は体調が悪くなったが、病院に搬送され救命処置が行われずに休養のため帰宅し、48 時間以内に死亡した場合は、労災とは見なされないとされている。

もう一つの見方は、病院への直接搬送及び救命処置の実施という要件は厳しすぎると考え、必要条件とすべきではないというものである。まず、従業員は医学的知識が不足していたり、自身の症状の重さを正しく判断できないために、一時的に休暇をとって休養し、症状を観察することを選ぶかもしれず、次に、個人の体質によって症状の現れ方、悪化のスピードが異なるため、発病後、すべての人に直接病院での救急処置を求めるのは生活の実態にそぐわない。

実務上、裁判機関も後者を優先し、従業員が職場で体調不良を感じ、休暇を取得して帰宅後 48 時間以内に死亡した場合（治療を受けたかどうかに関わらず）、その過程にほかの大きな要因が介在しない限り、重症化の正常な延長とみなすべきであり、みなし労災を安易に否定すべきではないとしている³。

3. 「48 時間」の制限

「意見」の関連規定によれば、「48 時間」の起算点は、医療機関による初診時間を基準としている。「48 時間」という時間制限については、労働行政部門と裁判所では基準が異なるかもしれない。実際のおペレーションにおいては、労働部門は通常、規則を厳守し、通常 48 時間という条件を緩和することはない。しかし、裁判所は、労働者偏重保護の原則に基づき、特に医療機関が 48 時間以内に救命の甲斐がないと判断したにもかかわらず、家族が救命処置の継続を求めた場合、48 時間の制限を打ち破る可能性がある⁴。

三、業務による外出期間中に突発的病で死亡した場合、労災とみなされるか

「労災保険行政事件の審理における若干事項に関する最高人民法院の規定」第 5 条によれば、「業務による外出期間」には、以下のものが含まれる。

- （一）従業員が使用者の指示を受け又は業務上のニーズにより勤務場所以外で職務と関わる活動に従事する期間。
- （二）従業員が使用者の指示を受け、学習又は会議

³ (2023) 沪 03 行终 119 号、(2022) 京 0105 行初 11 号。

³ (2023) 滬 03 行終 119 号、(2022) 京 0105 行初 11 号。

⁴ (2019) 京 0108 行初 1045 号。

⁴ (2019) 京 0108 行初 1045 号。

期間；

(三) 职工因工作需要的其他外出活动期间。

一般认为，职工在因工外出期间，从事与工作相关的活动（包括为执行外出任务所必需的交通、休息、就餐等）所处的时间和场所都被视为“工作时间”和“工作岗位”。因工外出的往返途中也被视为其履行工作职责的时间和岗位的合理延续。因此，除了从事与工作或者受用人单位指派外出学习、开会无关的个人活动时间外⁵，如果在因工外出期间“突发疾病死亡或者在 48 小时内经抢救无效死亡”，通常按照视同工伤的规定处理⁶。

四、参加单位组织的活动时突发疾病死亡，能否视同工伤？

根据国务院法制办、最高院、人社部的规定，职工参加单位组织的活动受到伤害，一般被认定为工伤。然而，关于“突发疾病”是否属于伤害范畴并没有明确规定。根据我们掌握的情况，裁判机关通常会考虑活动的性质、目的、是否由单位组织安排、费用承担以及是否具有强制性等因素。一般情况下，如果符合以下情形，就有较高的可能性被认定为视同工伤：

- A. 涉及工作内容的活动，如业务交流、客户拓展、市场调研等；
- B. 对于员工的参加具有一定的强制性⁷；
- C. 活动费用由单位负担。

对于公司统一组织的团建活动，如年会、聚餐、旅游等，司法实践倾向于认为这些活动虽然与公司的生产经营本身没有直接关联，但也是公司为了增强团队凝聚力和员工工作积极性而开展的一项工作，与工作存在一定的关联性。因此，员工参加该等活动是因工外出⁸。

需要注意的是，某些地区的相关规定将休闲娱乐活动排除在外。例如，《江苏省人力资源社会保障厅关于执行工伤保险有关政策的意见》规定“用人单位安排或者组织职工参加文体活动，视为工作原因。用人单位以工作名义安排或者组织职工参加餐饮、旅游观光、休闲娱乐等活动，或者从事与本人、他人私利有关的活动，不作为工作原因。”因此，在

のために外出する期間。

(三) 従業員の業務上のニーズによるその他の外出活動の期間。

一般的に、従業員が業務により外出している間に、業務に関連する活動（外出業務を遂行するために必要な交通、休憩、食事等を含む）に従事する時間と場所は、「勤務時間」と「職場」とみなされると考えられる。業務による外出の際の往復の移動も、職務を遂行する時間と職場の合理的な継続とみなされる。従って、業務又は使用者から任された学習及び会議のための外出と関係のない個人的な活動に係る時間を除き⁵、業務による外出期間中に「突発的病により死亡し、又は 48 時間以内に救命の甲斐なく死亡した」場合は、通常、みなし労災に関する規定に従い取扱われる⁶。

四、使用者が催行する行事に参加した際に突発的病により死亡した場合、労災とみなされるか

国务院法制办、最高人民法院、人力资源社会保障部の規定によると、従業員が使用者の催行する行事に参加した際の負傷は、一般的に労災として認定される。しかし、「突発的病」が傷害に当たるかどうかは明確に定められていない。筆者の知る限りでは、裁判機関は通常、行事の性質、目的、使用者による催行と手配の有無、費用の負担、強制性の有無といった要素を考慮する。一般的に、以下のような状況に該当する場合、みなし労災と認定される可能性が高い。

- A. 業務交流、顧客開発、市場調査等の業務内容に関わるもの。
- B. 従業員の参加に一定の強制性を有する⁷；
- C. 行事費用を使用者が負担している。

忘年会、食事会、旅行等の使用者が統一手配するチームビルディング行事については、司法実務では、これらの行事は会社の生産と運営に直接関係するものではないが、チームの団結力及び従業員のモチベーションを高めるために会社が行う業務でもあり、業務と一定の関連性があると考えられる傾向がある。従って、従業員がこのような行事活動に参加することは業務による外出に該当する⁸。

注意を払うべき点として、一部の地域の関連規定では、レクリエーション行事が除外されている。例えば、「労災保険関連政策の実施に関する江蘇省人力资源社会保障厅による意見」においては、「使用者が従業員の文化スポーツ行事への参加を手配し又は催行することは、業務上の事由とみなされる。使用者が従業員に対し、仕事という名目で食事、観光旅行、レクリエーション

⁵ (2016) 粵 7101 行初 866 号、(2021) 湘 09 行終 6 号。

⁵ (2016) 粵 7101 行初 866 号、(2021) 湘 09 行終 6 号。

⁶ (2018) 晋 1024 行初 17 号、(2020) 川 15 行終 295 号。

⁶ (2018) 晋 1024 行初 17 号、(2020) 川 15 行終 295 号。

⁷ (2017) 京 02 行終 630 号、(2015) 深中法行終字第 159 号。

⁷ (2017) 京 02 行終 630 号、(2015) 深中法行終字第 159 号。

⁸ (2014) 辽行初字第 5 号、(2015) 深中法行終字第 187 号、(2020) 辽 02 行終 443 号、(2020) 粵 06 行終 421 号、(2020) 陕 71 行終 827 号。

⁸ (2014) 辽行初字第 5 号、(2015) 深中法行終字第 187 号、(2020) 辽 02 行終 443 号、(2020) 粵 06 行終 421 号、(2020) 陕 71 行終 827 号。

有特别规定的地区，法院在类似案件中做出的判决可能会有所不同⁹。

（作者：里兆律师事务所 董红军、沈思明）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [公司法（最新修订）](#)
- [中外合资/合作企业按照《公司法》等调整组织形式和组织结构、修改合资合同和章程的注意事项](#)
- [企业如何对互联网程序化广告的投放进行有效的监管及常见合规问题的分析](#)

等の行事に参加するよう手配し又は催行したり、本人又は他人の私的利益に関連する行事に従事させたりすることは、業務上の事由とはみなされない」とされている。従って、特別規定が設けられている地域では、同じような事例で裁判所が下す判決は異なる可能性がある⁹。

（作者：里兆法律事務所 董紅軍、沈思明）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [会社法（最新の改正内容）](#)
- [中外合弁/合作企業の「会社法」等に基づく組織形態及び組織構造の調整、合弁契約及び定款の変更に関する注意事項](#)
- [企業がインターネットプログラムティック広告の投入を効果的に監督管理する方法及びよくあるコンプライアンス問題の分析](#)

⁹ （2019）苏04行終318号、（2020）苏05行終587号。

⁹ （2019）蘇04行終318号、（2020）蘇05行終587号。